

第42期

定時株主総会 招集ご通知

日時

令和3年12月23日(木)
午前10時

場所

新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告書	26
株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

<ご来場について>

株主の皆様におかれましては、
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
本株主総会につきましては、極力書面により
事前の議決権行使をいただき、
株主総会当日のご来場をお控えいただき
ますようお願い申し上げます。
なお、株主総会後の経営近況報告会の
開催はございません。

 **ジョルダン株式会社**

証券コード 3710

株主各位

東京都新宿区新宿二丁目5番10号
ジョルダン株式会社
代表取締役社長 佐藤俊和

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、**令和3年12月22日(水曜日)午後6時まで**に到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年12月23日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第42期(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. インターネット
開示についての
ご 案 内 当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト(<https://www.jorudan.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「個別注記表」

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトの関連ページ(<https://www.jorudan.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度（令和2年10月1日～令和3年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いております。一方で、サプライチェーンを通じた影響や、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響に対する注視が必要な状況ともなっております。

情報通信業界におきましては、企業のソフトウェア投資は横ばいから緩やかな増加の傾向となっており、情報サービス業の売上高については前連結会計年度（令和元年10月1日～令和2年9月30日）と比べ、第2四半期連結会計期間までは減少しておりましたが、第3四半期連結会計期間以降には増加となりました。また、インターネット附随サービス業の売上高は前連結会計年度と比べ増加となっており、1世帯当たりのインターネットを利用した支出についても増加となりました。このような中、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）技術の高度化・実用化の進展等、情報通信に関する市場環境の変化は更に加速してまいりました。また、交通サービスの領域におきましても、「MaaS（Mobility as a Service）」（サービスとしてのモビリティ：各種の移動手段を組み合わせる等により、移動をサービスとして利用できる形で提供するもの）の流れが進展してまいりました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等による移動や外出についての質的・量的変化は、「MaaS」の展開にも大きな影響を与えております。

当社グループにおきましても、この市場環境の変化に対応した事業展開のための基盤整備に取り組んでおり、「乗換案内」の各種インターネットサービスは多くの方々に広くご利用いただくに至っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等によりこれらの利用が減少しており、今後の回復には期待を持てる状況になりつつあるものの、新型コロナウイルス感染症が経済活動に与える影響を含め先行きはやや不透明な状況となっております。

このような環境の中で、当連結会計年度における当社グループの売上高は29億13百万円（前連結会計年度比16.1%減）、営業利益は76百万円（前連結会計年度比61.3%減）、経常利益は1億40百万円（前連結会計年度比37.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は40百万円（前連結会計年度比23.1%減）という経営成績となりました。

売上高につきましては、その他セグメントの売上高が増加したものの、乗換案内事業セグメント及びマルチメディア事業セグメントの売上高が減少したことにより、全体としても前連結会計年度と比べ減少いたしました。この影響等により、営業利益、経常利益及び親会社

株主に帰属する当期純利益につきましても減少いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大して以降の期間の比較として、当連結会計年度の第3四半期及び第4四半期連結会計期間（令和3年4月1日～令和3年9月30日）の合計の売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年同四半期と比べ、いずれも増加又は改善いたしました。

事業別の状況については、以下のとおりです。

※事業別の売上高は、事業間の内部売上高を相殺しておりません。また、営業利益または損失は、各事業に配分していない全社費用及び事業間の内部取引費用の控除前の数値であり、合計は連結営業利益と一致しておりません。

（乗換案内事業）

乗換案内事業では、旅行関連（特に海外旅行）の事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が大きく減少した結果、売上高が大幅に減少いたしました。また、法人向けの事業、モバイル向け有料サービス並びに広告等についても、移動に関するサービスへの需要が減少したことや「乗換案内」の各種インターネットサービスの検索回数が減少したこと等により、売上高が減少いたしました。

それらの結果、乗換案内事業全体としては売上高26億16百万円（前連結会計年度比18.1%減）、営業利益3億31百万円（前連結会計年度比22.9%減）となりました。一方で、当連結会計年度の第3四半期及び第4四半期連結会計期間の合計の売上高及び営業利益につきましては、前年同四半期と比べ、いずれも増加しております。

（マルチメディア事業）

マルチメディア事業では、出版関連事業における売上高が減少したことや、一部の事業の終了等により、マルチメディア事業全体の売上高は減少いたしました。一方で、費用削減に努めており、損益面では改善いたしました。

それらの結果、売上高14百万円（前連結会計年度比69.9%減）、営業損失18百万円（前連結会計年度は52百万円の損失）となりました。

（その他）

その他の事業におきましては、前連結会計年度まで持分法を適用していた子会社の一部を第1四半期連結会計期間から新たに連結対象としたこと等により、売上高は増加いたしました。一方、費用も増加いたしました。

それらの結果、売上高3億66百万円（前連結会計年度比33.1%増）、営業利益44百万円（前連結会計年度比28.4%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3億51百万円であります。その主なものは、事務所並びに賃貸用マンションの土地並びに建物の購入、データセンター設備の更新のための工具、器具及び備品の購入等であります。

3. 資金調達の状況

当社の連結子会社であるJ MaaS株式会社は、令和3年7月に第三者割当増資を行い、1億円の資金調達を行いました。

4. 他の会社の株式の取得又は処分の状況

当社は、令和2年12月30日付で、持分法適用関連会社であった株式会社エキスプレス・コンテンツバンクの当社保有全株式を譲渡いたしました。

5. 財産及び損益の状況

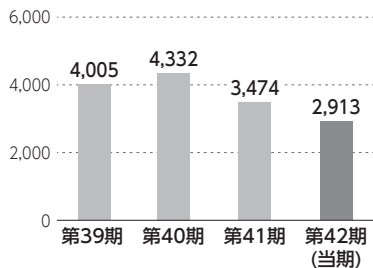
① 当社グループ

区 分	第39期	第40期	第41期	第42期 (当連結会計年度)
	(平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで)	(平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで)	(令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで)	(令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで)
売上高 (千円)	4,005,648	4,332,053	3,474,514	2,913,855
経常利益 (千円)	269,224	275,263	223,145	140,188
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	126,311	128,328	52,395	40,276
1株当たり当期純利益 (円)	24.62	24.99	10.19	7.84
総資産 (千円)	5,559,702	5,704,930	5,501,397	5,655,879
純資産 (千円)	4,664,784	4,698,768	4,834,047	4,972,690

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満は切り捨てております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第40期より適用しており、第39期の金額は当該会計基準等の遡及適用後の金額で表示しております。

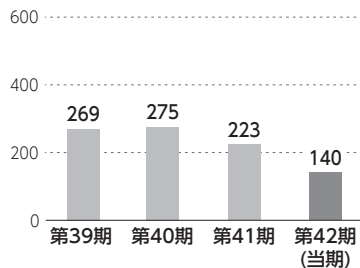
売上高

(単位：百万円)



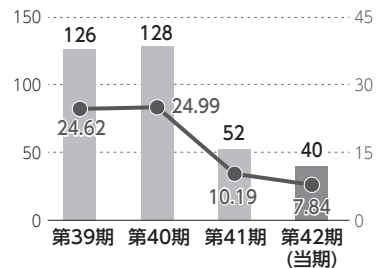
経常利益

(単位：百万円)



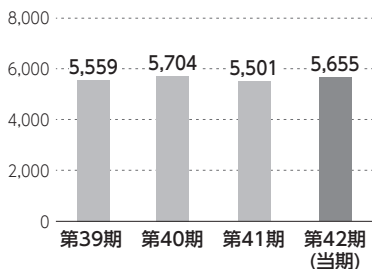
親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益

(単位：百万円/円)



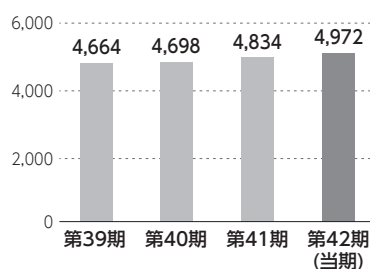
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



② 当社

区 分	第39期	第40期	第41期	第42期 (当事業年度)
	(平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで)	(平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで)	(令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで)	(令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで)
売上高(千円)	3,284,659	3,626,748	3,122,629	2,628,428
経常利益(千円)	315,271	297,513	377,434	166,920
当期純利益(千円)	132,581	210,782	80,662	149,988
1株当たり当期純利益(円)	25.84	41.05	15.69	29.18
総資産(千円)	5,027,705	5,182,605	5,008,902	5,141,033
純資産(千円)	4,289,706	4,415,499	4,429,298	4,548,447

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満は切り捨てております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第40期より適用しており、第39期の金額は当該会計基準等の遡及適用後の金額で表示しております。

6. 対処すべき課題

当社グループの事業は、主としてICT(情報通信)産業に属しており、中でも位置や移動に関わるアプリケーション・コンテンツといった分野を中核事業としております。これらの分野においては、新たな技術やそれを利用したサービスや事業の登場といった大きな環境の変化が常に起こっております。最近では、「MaaS」の取り組みが各所で行われるとともに更なる進展が期待されており、当社グループにおいても「MaaS」の事業展開を更に加速することが必要な状況となっております。加えて、当社グループは、従来のソフトウェアの分野のみならず、ハードウェアの分野にも事業領域を拡大しつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症が人々の移動需要に大きな影響を与えており、今後の回復には期待を持てる状況になりつつあるものの、中長期的な事業環境の変化も想定されます。

このような状況下においては、変化に対応する事業戦略を有していること、そこで求められる新技術やノウハウを常に先行して蓄積し続けること、及びそれらを可能にする体制が構築されていること等が重要であると考えております。

上記を踏まえ、当社グループといたしましては、①新型コロナウイルス感染症への対応、②収益源の多様化、③組織の柔軟性・機動性の確保、④他企業との連携、⑤新規事業の立ち上げ、⑥優秀な人材の発掘及び育成、⑦各種ソフトウェア・ハードウェア技術の蓄積、⑧製品・サービスの信頼性・利便性向上、⑨情報セキュリティの強化、⑩コーポレート・ガバナンス体制の強化、⑪内部体制の充実、⑫海外展開等の施策を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
コンパスティビー株式会社	40,000千円	100.0%	広告代理業
ゼストプロ株式会社	63,000千円	96.6%	システム・ソフトウェア の設計・開発
有限会社プロセス	3,000千円	100.0%	情報機器等の レンタル・リース
株式会社Doreicu	15,000千円	90.0%	ウェブサイトの開発・運営 広告販売・販促支援
Jorudan Transit Directory, Inc.	1,500千米ドル	100.0%	ソフトウェア・コンテンツ の企画・開発
イーツアー株式会社	100,000千円	100.0%	インターネットによる 旅行商品の販売
株式会社悟空出版	20,000千円	90.0%	出版業
株式会社ジェイフロンティア	12,500千円	100.0%	システム・ソフトウェア の設計・開発
J MaaS株式会社	182,000千円	88.3%	ICTを活用した移動手段の 手配・販売・提供サービス
若尔丹（上海）軟件開發有限公司	800千米ドル	87.5%	システム・ソフトウェア の設計・開発
杰昱（上海）信息技術有限公司	5,000千人民币元	100.0%	ハードウェア の販売・保守

- (注) 1. 有限会社プロセスに対する当社の出資比率は、ゼストプロ株式会社を通じた間接所有であります。
2. 杰昱（上海）信息技術有限公司に対する当社の出資比率は、若尔丹（上海）軟件開發有限公司を通じた間接所有であります。

8. 主要な事業内容

事業区分	主 な 事 業 内 容
乗 換 案 内	鉄道等の経路検索・運賃計算ソフトウェア「乗換案内」の開発・製造及び販売、モバイル及びインターネット向け「乗換案内」及び付随サービスの提供、旅行商品の企画・手配・販売、飲食店情報の提供等
マ ル チ メ デ ィ ア	各種メディアによる出版、エンターテインメントコンテンツの提供
そ の 他	受託ソフトウェア開発、情報関連機器リース

9. 主要な事業所

① 当社の事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号

② 重要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
コンパスティビー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
ゼストプロ株式会社	北海道函館市昭和三丁目29番50号
有限会社プロセス	北海道函館市昭和三丁目29番50号
株式会社Doreicu	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
Jorudan Transit Directory, Inc.	500 Sutter Street, Suite 922, San Francisco, California 94102, USA
イーツアー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
株式会社悟空出版	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
株式会社ジェイフロンティア	東京都新宿区高田馬場一丁目31番7号
J MaaS株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
若尔丹（上海）軟件開發有限公司	中国上海市黄浦区延安東路175号
杰昱（上海）信息技術有限公司	中国上海市黄浦区延安東路175号

10. 従業員の状況

① 当社グループ

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
199名	+19名	39.5歳	9年11ヶ月

(注) 当社グループの前連結会計年度末比の大幅な増員は、若尔丹（上海）軟件開發有限公司を連結の範囲に含めたこと等によるものです。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
150名	+1名	40.5歳	10年7ヶ月

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	40,000千円

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当する事項はありません。

II 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 19,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,255,000株（自己株式114,980株を含む） |
| ③ 株主数 | 4,421名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	株	%
佐藤俊和	2,627,660	51.12
坂口京	333,980	6.49
ジョルダン従業員持株会	177,500	3.45
岩田明夫	120,000	2.33
佐藤照子	90,000	1.75
小田恭司	74,160	1.44
若杉精三郎	70,000	1.36
山野井さち子	60,000	1.16
上田八木短資株式会社	54,200	1.05
愛子観光バス株式会社	42,700	0.83

(注) 1. 当社は、自己株式114,980株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

令和3年11月11日開催の当社取締役会において、令和3年11月18日から令和3年12月17日の間、市場取引により、取得し得る株式総数の上限を40,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.78%）、株式の取得価額総額の上限を30,000千円とする自己株式の取得を決議いたしました。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐藤俊和	社長執行役員 コンパスティービー株式会社 代表取締役 Jorudan Transit Directory, Inc. President J MaaS 株式会社 代表取締役 株式会社 悟空出版 代表取締役
取締役	坂口京	—
取締役	佐藤博志	執行役員 戦略企画部 部長
取締役	東條 巖	株式会社 数理技研 特別顧問 長城コンサルティング株式会社 社外取締役
取締役	馬野耕至	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 社外取締役 株式会社 C S 日本 特別顧問
常勤監査役	湯澤千克	—
監査役	井門俊治	—
監査役	窪田哲夫	—
監査役	五十嵐雅子	学校法人メイ・ウシヤマ学園 理事長補佐 ハリウッド大学院大学 特任教授 株式会社 愛郷舎 代表取締役

- (注) 1. 小田恭司氏は、令和2年12月23日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
2. 取締役 東條巖氏、馬野耕至氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 井門俊治氏、窪田哲夫氏、五十嵐雅子氏は、社外監査役であります。
4. 社外取締役 東條巖氏、馬野耕至氏、社外監査役 井門俊治氏、窪田哲夫氏、五十嵐雅子氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社では、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は11名で、取締役を兼務している上記2名のほか、以下の9名で構成されております。

職 名	氏 名
執行役員 経営企画室長	岩田 一輝
執行役員 マーケティング部長	田中 輝
執行役員 企画営業本部長	東寺 浩
執行役員 営業本部長	結川 昌憲
執行役員 営業技術部長	長岡 豪
執行役員 開発本部長	平井 秀和
執行役員 システム部長	吉田 毅洋
執行役員 事業推進室長	松田 淳
執行役員 エンジン開発部長	武藤 条

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,800 (2,600)	44,400 (2,400)	1,400 (200)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,800 (4,500)	8,100 (4,200)	700 (300)	— (—)	5 (3)
計 (うち社外役員)	54,600 (7,100)	52,500 (6,600)	2,100 (500)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、平成12年12月21日開催の第21期定時株主総会において年額100,000千円以内（但し使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。
本定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、平成14年12月19日開催の第23期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。
本定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は令和3年2月開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりであります。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬としての賞与により構成することとする。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職責および実績、経営内容や経済情勢に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準および当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する現金報酬とし、グループ全体の年間の企業活動の成果である利益水準および当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、当該取締役の職責および実績に応じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。その支給の可否および支給額の合計については取締役会にて決定する。

4.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定とする。

④ 責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

1.重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 東條巖氏は、株式会社数理技研特別顧問及び長城コンサルティング株式会社社外取締役を兼任しております。当社と株式会社数理技研の間には重要な取引その他の関係はありません。当社は長城コンサルティング株式会社の株式を1.4%保有しております。

社外取締役 馬野耕至氏は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役及び株式会社CS日本特別顧問を兼任しております。当社は東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の株式を1.4%保有しており、その他の事業において取引関係があります。当社と株式会社CS日本の間には重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役 五十嵐雅子氏は、学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長補佐、ハリウッド大学院大学特任教授及び株式会社愛郷舎代表取締役を兼任しております。当社と学校法人メイ・ウシヤマ学園並びにハリウッド大学院大学の間には重要な取引その他の関係はありません。当社は株式会社愛郷舎の株式を8.7%保有しております。

2. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な発言内容
社外取締役	東條 巖	取締役会 8 / 8回 (100%)	長年にわたりシステム開発会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	馬野 耕至	取締役会 8 / 8回 (100%)	メディア戦略の企画等に関する豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	井門 俊治	取締役会 7 / 8回 (88%) 監査役会 10 / 10回 (100%)	学識経験者としての専門的見地から、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
	窪田 哲夫	取締役会 8 / 8回 (100%) 監査役会 10 / 10回 (100%)	豊富なビジネス経験と当社に関連する業界に精通した幅広い見識を活かし、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
	五十嵐 雅子	取締役会 6 / 6回 (100%) 監査役会 8 / 8回 (100%)	長年教育に携わったことによる深い見識、会社経営による豊富な経験から、取締役会では経営全般にわたって客観的な発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

- (注) 1. 社外監査役 五十嵐雅子氏については、令和2年12月23日の就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。
2. 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面同意が4回ありました。

- ⑥ その他会社役員に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当社の会計監査人としての報酬等の額
33,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
33,000千円

- (注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
2. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
3. コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
4. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営企画室を窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1.取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - 2.リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画室が行うものとする。
 - 3.不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - 4.内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1.取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
 - 2.取締役会は3ヶ月に1回以上、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - 3.執行役員は、社長執行役員の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。執行役員会を原則として月に1回以上、または必要に応じて適時開催する。執行役員会は会社経営に関する情報を相互に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 - 4.各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1.子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - 2.子会社のコンプライアンス体制の整備及び運用並びにリスク管理等は経営企画室が行うものとし、必要に応じて子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。

- 3.当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
 - 4.その他、子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に当たっては、①、③及び④を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1.監査役は、管理部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1.監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - 2.当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 3.監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人、または子会社の取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1.監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - 2.監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - 3.監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用または債務を処理するものとする。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1.内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1.反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - 2.総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - 3.反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

また、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会の機能及び経営効率を高めるため、執行役員会を毎月1回開催し、当社各部門及び子会社の活動状況を報告するとともに、業務執行に関する事項に関して審議及び検討を行っております。また、当該執行役員会には当社の取締役及び監査役が原則として全員出席することにより、審議過程及び経営施策の適法性の確保に努めております。
- ② 子会社の事業の状況については、「関係会社管理規程」に基づき適宜情報交換を行い、重要案件については事前協議を行うなど、子会社の管理・支援の強化に取り組んでおります。また、当社の取締役会では、子会社管理を担当する執行役員経営企画室長が出席し、各社の業績及び営業状況を報告することにより、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- ③ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しております。
- ④ 監査役会は社外監査役3名を含む監査役4名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っております。また、常勤監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的あるいは随時に会合し、重要な社内会議にも出席することにより監査の実効性の向上を図っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向20%を定めております。

これと合わせ、資本効率の向上を図るとともに、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、状況に応じて自己株式の取得を弾力的に実施していく方針です。

連結貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,423,406	流 動 負 債	649,996
現金及び預金	3,653,493	支払手形及び買掛金	140,973
受取手形及び売掛金	556,630	1年内返済予定の長期借入金	9,996
商品及び製品	29,681	未払費用	52,428
仕掛品	20,088	未払法人税等	38,284
原材料及び貯蔵品	64	未払消費税等	3,571
前渡金	14,929	前受金	287,532
その他	155,659	賞与引当金	53,774
貸倒引当金	△7,141	役員賞与引当金	2,100
固 定 資 産	1,232,472	返品調整引当金	570
有形固定資産	510,868	ポイント引当金	884
建物及び構築物	162,503	その他	59,880
機械装置及び運搬具	5,712	固 定 負 債	33,193
工具、器具及び備品	91,990	長期借入金	30,004
土地	250,663	ポイント引当金	706
無形固定資産	148,276	その他	2,483
ソフトウェア	145,793	負 債 合 計	683,189
その他	2,483	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	573,327	株 主 資 本	4,886,980
投資有価証券	251,019	資本金	277,375
敷金及び保証金	206,148	資本剰余金	512,421
長期貸付金	19,770	利益剰余金	4,188,774
繰延税金資産	65,943	自己株式	△91,590
その他	46,152	その他の包括利益累計額	35,902
貸倒引当金	△15,706	為替換算調整勘定	35,902
資 産 合 計	5,655,879	非支配株主持分	49,808
		純 資 産 合 計	4,972,690
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,655,879

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,913,855
売上原価		1,639,310
返品調整引当金戻入額		1,274,545
返品調整引当金繰入額		881
差引売上総利益		570
販売費及び一般管理費		1,274,856
営業利益		1,197,864
営業外収益		76,991
受取利息	1,697	
受取配当金	602	
持分法による投資利益	11,126	
為替差益	36,607	
受取事務手数料	327	
助成金収入	10,929	
受取家賃収入	4,068	
雑収入	395	
営業外費用		65,753
支払利息	19	
投資事業組合運用損	2,392	
貸倒引当金繰入額	△1,515	
貸貨収入原価	1,654	
雑損	6	
経常利益		2,556
特別損失		140,188
固定資産売却損	28	
固定資産除却損	3,966	
子会社株式評価損	6,286	
関連会社株式売却損	25,609	
投資有価証券評価損	983	
税金等調整前当期純利益		36,875
法人税、住民税及び事業税	67,992	
法人税等調整額	△2,045	
当期純利益		103,313
非支配株主に帰属する当期純損失		37,365
親会社株主に帰属する当期純利益		2,910
		40,276

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和2年10月1日残高	277,375	433,186	4,179,337	△91,590	4,798,308
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△30,840		△30,840
親会社株主に帰属する当期純利益			40,276		40,276
連結子会社の増資による持分の増減		79,235			79,235
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	79,235	9,436	—	88,671
令和3年9月30日残高	277,375	512,421	4,188,774	△91,590	4,886,980

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
令和2年10月1日残高	△14,855	24,485	9,630	26,108	4,834,047
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△30,840
親会社株主に帰属する当期純利益					40,276
連結子会社の増資による持分の増減					79,235
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	14,855	11,416	26,271	23,699	49,971
連結会計年度中の変動額合計	14,855	11,416	26,271	23,699	138,643
令和3年9月30日残高	—	35,902	35,902	49,808	4,972,690

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,632,824	流 動 負 債	590,102
現金及び預金	2,940,224	買掛金	143,012
売掛金	498,290	未払費用	46,881
商品及び製品	186	未払法人税等	31,392
仕掛品	317	前受金	279,736
原材料及び貯蔵品	24	預り金	6,442
前渡金	16,209	前受収益	1,482
前払費用	91,134	賞与引当金	50,000
その他の他金	91,113	役員賞与引当金	2,100
貸倒引当金	△4,676	その他の他	29,054
固 定 資 産	1,508,208	固 定 負 債	2,483
有 形 固 定 資 産	354,088	その他の他	2,483
建物	103,317	負 債 合 計	592,585
車両運搬具	4,594	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	83,043	株 主 資 本	4,548,447
土	163,132	資 本 金	277,375
無 形 固 定 資 産	146,892	資 本 剰 余 金	289,128
ソフトウェア	145,793	資 本 準 備 金	284,375
電話加入権	1,099	その他資本剰余金	4,753
投資その他の資産	1,007,227	利 益 剰 余 金	4,073,534
投資有価証券	230,641	利 益 準 備 金	3,600
関係会社株式	443,700	その他利益剰余金	4,069,934
長期貸付金	19,770	別 途 積 立 金	20,000
関係会社長期貸付金	116,000	繰越利益剰余金	4,049,934
長期滞留債権	3,460	自 己 株 式	△91,590
長期前払費用	39,546	純 資 産 合 計	4,548,447
敷金及び保証金	160,068	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,141,033
繰延税金資産	63,701		
その他の他金	3,045		
貸倒引当金	△72,706		
資 産 合 計	5,141,033		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,628,428
売上原価		1,514,426
売上総利益		1,114,002
販売費及び一般管理費		1,004,610
営業利益		109,391
営業外収益		
受取利息	3,690	
受取配当金	5,800	
為替差益	31,280	
受取事務手数料	10,090	
経営指導料	9,818	
助成金収入	5,860	
受取家賃収入	5,328	
雑収入	190	72,059
営業外費用		
投資事業組合運用損	2,392	
貸倒引当金繰入額	10,484	
貸貸収入原価	1,654	
雑損	0	14,530
経常利益		166,920
特別利益		
関連会社株式売却益	92,230	92,230
特別損失		
固定資産売却損	28	
固定資産除却損	3,775	
子会社株式評価損	29,971	
投資有価証券評価損	983	34,760
税引前当期純利益		224,390
法人税、住民税及び事業税	55,794	
法人税等調整額	18,608	74,402
当期純利益		149,988

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(令和 2 年10月 1 日から
令和 3 年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金
令和 2 年10月 1 日残高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	3,930,785
当事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△30,840
当 期 純 利 益						149,988
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	119,148
令和 3 年 9 月30日残高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	4,049,934

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
令和 2 年10月 1 日残高	△91,590	4,429,298	4,429,298
当事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		△30,840	△30,840
当 期 純 利 益		149,988	149,988
当事業年度中の変動額合計	—	119,148	119,148
令和 3 年 9 月30日残高	△91,590	4,548,447	4,548,447

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年11月26日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多茂幸
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口昌宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和2年10月1日から令和3年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジョルダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年11月26日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本多茂幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西口昌宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年11月26日

ジョルダン株式会社	監査役会				
常勤監査役	湯澤	千	克	Ⓞ	
社外監査役	井門	俊	治	Ⓞ	
社外監査役	窪田	哲	夫	Ⓞ	
社外監査役	五十嵐	雅	子	Ⓞ	

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向20%を定めております。これらを踏まえ、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき6円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額30,840,120円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年12月24日

(注)期末配当金は、自己株式114,980株に対する配当金を除いております。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	再任 佐藤俊和 (昭和24年8月24日)	昭和54年12月 株式会社ジョルダン情報サービス（現ジョルダン株式会社）設立 代表取締役社長（現任） 平成18年12月 当社社長執行役員（現任） 平成24年6月 Jorudan Transit Directory, Inc. 設立 President（現任） 平成29年4月 コンパスティビー株式会社 代表取締役社長（現任） 平成30年7月 J MaaS株式会社設立 代表取締役社長（現任） 令和2年7月 株式会社悟空出版 代表取締役社長（現任）	2,627,660株
2	再任 坂口京 (昭和24年7月19日)	昭和52年10月 株式会社エル・エス・アイ入社 昭和54年12月 当社入社 取締役（現任） 推論機構室マネージャー 平成15年11月 当社開発本部長 平成18年12月 当社執行役員 平成23年10月 当社研究開発部長	333,980株
3	再任 佐藤博志 (昭和59年9月3日)	平成22年4月 株式会社東芝入社 平成26年8月 当社入社 特命プロジェクト部長代理 平成27年10月 当社戦略企画部長（現任） 令和元年12月 当社執行役員（現任） 令和2年12月 当社取締役（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> とう じょう いわお 東 條 巖 (昭和19年2月14日)	昭和54年3月 株式会社数理技研設立 代表取締役社長 昭和63年4月 長城コンサルティング株式会社社外取締役 (現任) 平成11年5月 東京めたりっく通信株式会社設立 代表取締役会長 平成23年3月 株式会社数理技研特別顧問 (現任) 平成28年12月 当社取締役 (現任)	一株
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> うま の こう じ 馬 野 耕 至 (昭和28年5月16日)	平成7年9月 株式会社読売新聞社 (現株式会社読売新聞東京本社) 政治部主任 平成15年9月 同社メディア戦略局開発部長 平成18年4月 同社メディア戦略局専門委員 平成18年6月 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役 (現任) 平成23年6月 株式会社CS日本取締役 平成24年6月 同社常務取締役 平成28年6月 同社専務取締役 平成29年6月 同社取締役副社長 平成29年12月 当社取締役 (現任) 令和元年6月 株式会社CS日本特別顧問 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 東條巖氏及び馬野耕至氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は東條巖氏及び馬野耕至氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び在任期間
 東條巖氏は、長年にわたり、システム開発会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 馬野耕至氏は、メディア戦略の企画等に関する豊富な経験、知識を有しており、当社の事業に有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 井門俊治氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 新任 社外 独立 </div> もり たけ お 森 健 夫 (昭和36年8月30日)	平成18年6月 関西電力株式会社法人営業部副部長 平成24年4月 関西広域連合本部事務局参与（現任） 平成26年12月 ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会参与（現任） 平成29年4月 一般財団法人関西観光本部理事兼事務局長 平成30年10月 京都大学経営管理大学院特命教授（現任） 令和元年10月 関西広域連合大阪関西万博担当企画参事（現任） 令和2年7月 関西広域交通システム研究会事務局長（現任） 令和3年3月 COE総研株式会社設立 代表取締役社長（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 森健夫氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は同氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
 森健夫氏は、長年地方公共団体（広域連合）の本部事務局の業務に携わり、当社の事業に関連する領域における豊富な知識と経験を有していることから、経営全般の監視と有効な助言が期待できるものであり、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA

電話 03-3348-6513

交通

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口 徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口 徒歩4分
JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口 徒歩7分

※ 会場へのアクセスについては、
モバイルサイトでも
ご案内しております。

ジョルダンモバイル
「株主総会のご案内」
(<https://jordan.co.jp/jm/kabu/>)

